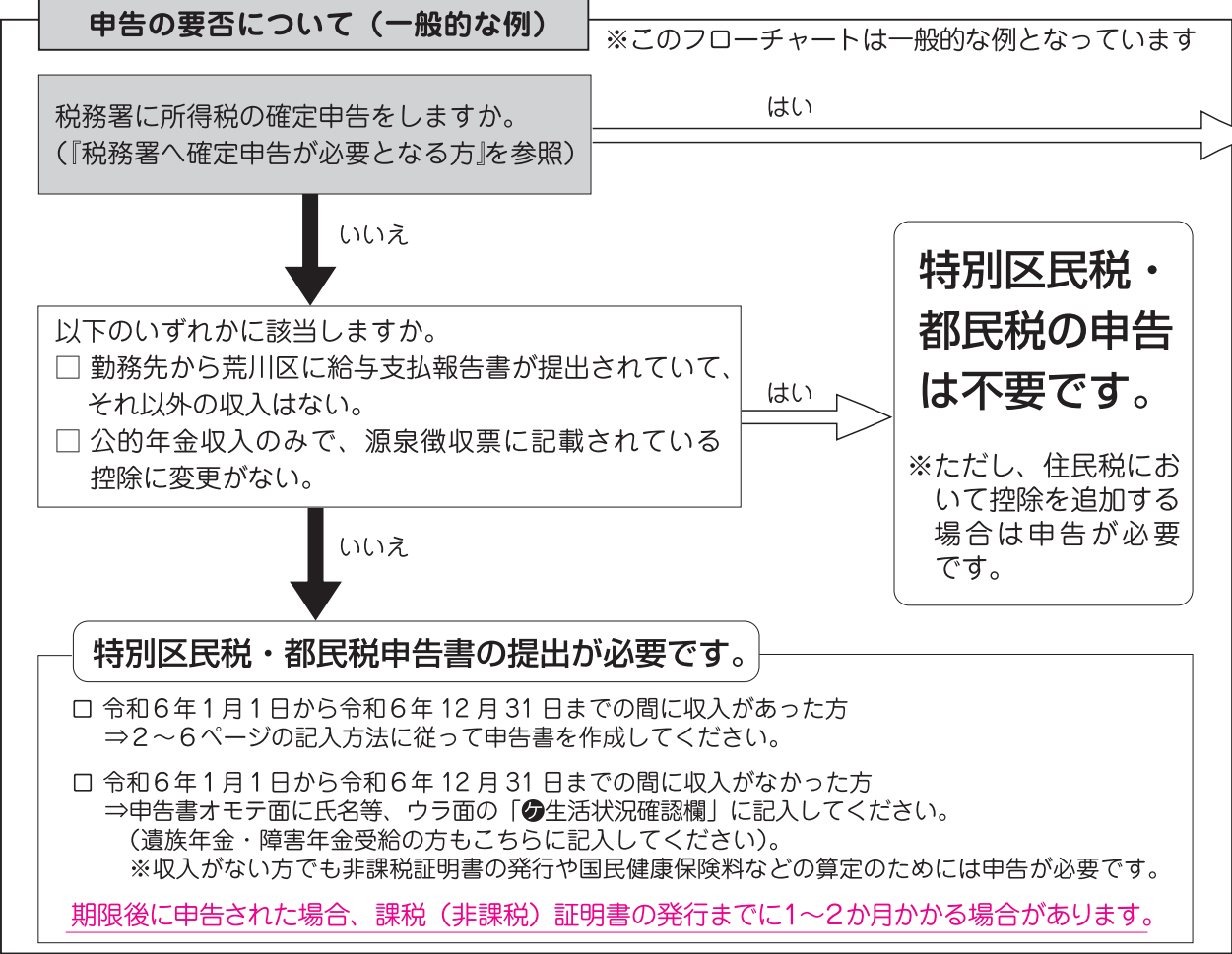


令和7年度 特別区民税・都民税申告の手引き

特別区民税・都民税（住民税）は、前年の所得を基に算出されます。令和6年1月1日から令和6年12月31日までに得た収入や社会保険料控除などの諸控除を申告してください。

申告の要否については、下の表をご覧ください。



申告に必要なもの

1 申告書 2 本人確認書類（下記参照） 3 所得のわかる資料（3～6ページ参照）
4 所得控除、税額控除のわかる資料（3～6ページ参照）

本人確認書類

1 マイナンバーカードがある方 → **マイナンバーカード1点**
2 マイナンバーカードがない方
→ 以下の A：個人番号確認書類 と B：身元確認書類をそれぞれご用意ください。
A：個人番号確認書類（いずれか1点）
（1）通知カード（記載事項に変更がある場合は使用できません）
（2）マイナンバーが記載された住民票の写し（または、住民票記載事項証明書）
B：身元確認書類
1点で確認できるもの（いずれか1点）
（1）運転免許証（2）障害者手帳（3）写真つき住民基本台帳カード（4）在留カード 等
2点で確認できるもの（いずれか2点）
（1）健康保険の被保険者証・資格確認書（2）年金証書（手帳）（3）介護保険被保険者証
（4）国・地方公共団体が本人のみに発行した、氏名・住所・生年月日の記載がある書面 等

郵送で申告する方

1 **電話番号を必ず記入してください。**
※申告内容について、確認する場合があります。
2 上記の『申告に必要なもの』と同じ書類を同封してください。
**（個人番号確認書類、身元確認書類はコピーを同封してください。
マイナンバーカードについては両面のコピーを同封してください。
※コピーが同封できない場合は税務課課税係にお問い合わせください。）**
3 受付印を押した申告受付書（申告書ミシン目の右側）の返送を希望される場合は、税務課課税係までご連絡ください。

代理で申告する方

以下の書類と本人の個人番号確認書類（上記の「申告に必要なもの」参照）が必要です。
1 代理権の確認書類
（1）法定代理人の場合…戸籍謄本、その他資格を証明する書類
（2）任意代理人の場合…委任状
2 代理人の身元確認書類 ※次のうち1点
（1）マイナンバーカード（2）運転免許証 等
※健康保険の被保険者証・資格確認書、年金証書（手帳）等、顔写真なしの書類の中から2点でも可

特別区民税・都民税の申告は不要です。

税務署へ確定申告が必要となる方（主な例）

1 事業所得、不動産所得、譲渡所得のある場合で、所得控除を差し引くと残額がある方
2 給与所得があり、次のいずれかに該当する方
・勤務先で年末調整をされていない方
・2か所以上から給与の支払いを受けている方
・給与所得以外の所得が20万円を超えている方
3 公的年金等の収入があり、次のいずれかに該当する方
・公的年金等収入が400万円を超えている方
・公的年金等以外の所得が20万円を超えている方
4 医療費控除や寄附金控除（ふるさと納税）などを申告することで所得税の還付を受ける方
詳細につきましては、税務署にご確認ください。
【問い合わせ先】 荒川税務署 ☎03(3893)0151（代表）

※公的年金等の収入が400万円以下であっても、確定申告をすることで所得税の還付を受けられる場合があります。

申告書 [ウラ面] の記入方法（[オモテ面]の記入方法は4～6ページ）

《記入例》

㊦給与収入（令和6年中）

日雇の方又は源泉徴収をしていない事業所などに勤務している方については、収入を証するものを添付するか、下記に記入のうえ、雇用主に証明してもらってください。

月	月	収	備	考
1				
2		90,000		〇〇産業
3		50,000		荒川区荒川〇-〇-〇
4				電話〇〇〇〇-〇〇〇〇
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
給与				
合計		1,100,000		
勤務先	名称	所在地	電話	
		町屋商店	〇〇〇〇-〇〇〇〇	
		荒川区町屋〇-〇-〇		
署名欄	上記金額に相違ありません。 ※収入について記入された方の署名を、下記をお願いします。			
	署名	町屋 太郎		

㊧所得計算欄（営業・不動産等）【青色・白色】

項	目	金	額
①	収 入（ 売 上 ）	1,200,000	円
必 要	売 上 原 価		
	租 税 公 課	30,000	
	水 道 光 熱 費	50,000	
	通 信 費		
	旅 費 交 通 費		
	修 繕 費		
	消 耗 品 費	50,000	
	減 価 償 却 費		
	給 料 ・ 賃 金		
	地 代 ・ 家 賃	100,000	
損 害 保 険			
②	経 費 合 計	230,000	
③	差 引 金 額【①－②】	970,000	
④	専従者給与（控除）額		
⑤	特別控除前の所得金額【③－④】		
⑥	青色申告特別控除額		
	所得金額【⑤－⑥】	970,000	

㊨事業専従者に関すること

フリガナ	姓	名	生	日	明・大	専従者給与（控除）額
1 氏名					密・平	円
個人番号						月 月
フリガナ <th>姓</th> <th>名</th> <th>生</th> <th>日</th> <th>明・大</th> <th>専従者給与（控除）額</th>	姓	名	生	日	明・大	専従者給与（控除）額
2 氏名					密・平	円
個人番号						月 月

㊩総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

	① 収入金額	② 必要経費	③ 差引金額（①－②）	④ 特別控除※	所得金額（③－④）
総合譲渡	短期	円	円	円	イ 円
	長期	円	円	円	ロ 円
一時	円	円	円	円	ハ 円

※ 特別控除として、総合譲渡所得、一時所得それぞれ50万円を限度に差し引くことができます。

所得合計【イ＋（ロ＋ハ）×1/2】 二 円

イ＋ロ＋ハの金額をオモテ面㊧欄に記入してください。

この金額をオモテ面㊧欄に記入してください。

㊦寄附金に関すること（証明書添付）

都道府県、市区町村分（特別控除対象）	金額	条 例	東京都	金額
東京都、台東区	50,000 円	指定分	荒川区	金額

※所得金額、白紙文書、都道府県、市区町村分（特別控除対象以外）

㊧事業税に関する事項

事業税の非課税所得	円	前年中の	開始・廃止
事業用資産の譲渡損失など	円	開業月日	月 日

㊨住所が荒川区以外にある方で区内に事務所・事業所・家屋敷を有する方の申告欄

名 称	電 話	所 在 地

㊦別居者住所 ※国外扶養親族が留学している場合は、留学に○をしてください。

氏 名	住 所	留学
荒川 アキ	足立区千住〇-〇-〇	留学
		留学
		留学
		留学

㊦生活状況確認欄

※収入がなかった方は必ず該当する項目に☑を記入してください。

☐雇用保険（失業保険）受給（ 月～ 月）
☐障害年金、遺族年金、児童手当等受給
☒預貯金（借入金を含む）で生活していた
☐家族（親族）、友人、知人などから生活費を受けとっていた
☐その他

1 ㊦給与収入

書 き 方

下記のとおり記入してください。なお、給与収入の全てが記載された源泉徴収票を添付する場合は、この欄に記入する必要はありません。

○記入する内容（可能な限り雇用主が記入してください）
①月収の欄に各月の収入金額を、合計欄に月収の合計金額を記入してください。
②勤務先名称・所在地・電話番号を記入してください。
③署名欄に署名をしてください。
④「合計」欄の金額を申告書オモテ面の「給与㊧」欄に転記してください。

○記入者及び金額の確認方法等
特別な事情により雇用主と連絡がとれない場合は、本人が記入してください。その場合には、収入金額を給与明細書や通帳等から転記し、署名欄は本人が自署してください。

○複数の雇用主から給与の支払を受けている場合
「㊦給与収入」の月収欄には、添付する源泉徴収票の分を除いた給与収入額とその合計額を記載してください。記載した合計額と源泉徴収票の「支払金額」を合算した額を申告書オモテ面の「給与㊧」欄に記入してください。（源泉徴収票も併せて提出してください）
**※申告書の内容に基づき、住民税を算定します。
※現金の手渡し等で給与明細書がない場合は、記録を取るようにしてください。**

必要書類
給与明細書、給与振込額が分かる通帳のコピー等

2 ㊦所得計算欄（営業・不動産等）【青色・白色】

書 き 方

収入、必要経費等により所得金額の明細を作成してください。「①収入（売上）」・「所得金額」は、併せて、申告書オモテ面の「営業等」「不動産」等の欄に転記してください。
※専従者給与（控除）額がある場合は、「㊦事業専従者に関すること」に専従者の氏名等を記入してください。

3 ㊦寄附金に関すること

書 き 方

寄附先ごとに合計した金額を該当する欄に記入してください。
※特例控除対象のふるさと納税は「都道府県、市区町村分（特例控除対象）」に該当します。
※ワンストップ特例を選択した寄附金控除については、住民税の申告をすると特例の適用が受けられなくなります。このため、申告する場合は、ワンストップ特例の手続きをした分も含めて全ての寄附金について申告をしてください。
※条例指定分は荒川区ホームページを参照してください。
荒川区トップページ（生活便利ナビ）〈https://www.city.arakawa.tokyo.jp/〉
→ 税金 → 特別区民税・都民税（住民税）→ 寄附金税額控除

提出書類
領収書、寄附金証明書等（提示でも可）

4 ㊦生活状況確認欄

書 き 方

収入がなかった期間がある方は、該当する項目に☑を記入してください。
※収入がなかった方は申告を要しないこととなっていますが、特別区民税・都民税の申告は、各種保険料、手当等の算定資料となるほか、住宅局や地方出入国在留管理局提出等で必要となる課税（非課税）証明書の発行に必要な資料となりますので、申告をお願いします。
※期限後に申告された場合、課税（非課税）証明書の発行までに1～2か月かかる場合があります。

【問い合わせ先】
荒川区役所 税務課 課税係 電話 03 (3802) 3111 (代表)

※代表番号にお掛けの上、内線番号をお伝えください。 内線 2316 ～ 2319
2321 ～ 2323

荒川区ホームページ https://www.city.arakawa.tokyo.jp/ (右側の2次元バーコードからアクセスできます)

- 1 -

- 2 -

- 3 -

1 住所・氏名・生年月日・電話番号などを記入してください

- 住所上段には**令和7年1月1日現在**の住所を記入してください。
- 電話番号**を必ず記入してください。申告内容について、確認する場合があります。
- 個人番号（マイナンバー）**には**個人番号カード（裏面）**又は**通知カード**等から転記してください。

個人番号カード（表）	個人番号カード（裏）	通知カード
		

2 収入がなかった方

- 申告書ウラ面の「**生活状況確認欄**」に記入してください。
- 遺族年金、障害年金を受け取っている方で、**寡婦控除**又は**ひとり親控除**、**障害者控除**に該当される方は、申告書オモテ面「所得控除」の「本人該当」欄へ忘れずに記入してください。

3 収入があった方

(1) 給与収入があった方

○源泉徴収票をお持ちの方

書き方 「収入・所得金額等」の「給与⑧」欄に源泉徴収票の支払金額を転記してください。

必要書類

5ページ《記入例》は、源泉徴収票1枚のみを申告する方の例です。複数の支払者から給与の受け取りがある場合は、その合計金額を記入してください。

※各収入の詳しい説明は、同封の「令和7年度 特別区民税・都民税・森林環境税の概要」をご参照ください。

令和6年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所	氏名	氏名	氏名
給与・賞与	支払金額	給与所得控除後の金額	源泉徴収額の合計額	源泉徴収税額
	1,100,000			

○源泉徴収票をお持ちでない方

- 申告書ウラ面にも記入欄があります。3ページ **1㉞給与収入** を参考に記入してください（2ページ申告書「ウラ面」に記入例があります。）。

(2) 年金収入があった方

○厚生年金、国民年金、恩給等に該当する年金収入があった方

書き方 「収入・所得金額等」の「公的年金等⑩」欄に源泉徴収票の支払金額を転記してください。

必要書類

令和6年分 公的年金等の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所	氏名	氏名	氏名
所得税法第203条の3第1号適用分	支払金額	源泉徴収額の合計額	源泉徴収税額	
	2,100,000			

○非課税年金（障害年金、遺族年金等）に該当する年金収入があった方

- 申告書オモテ面には記入せず、申告書ウラ面の「**生活状況確認欄**」に記入してください。
- 遺族年金、障害年金を受け取っている方で、寡婦控除又はひとり親控除、障害者控除に該当される方は、申告書オモテ面本人該当の各控除欄へ忘れずに記入してください。

(3) 給与・年金以外の収入があった方

○営業・不動産等の収入があった方

書き方 申告書ウラ面の「**所得計算欄（営業・不動産等）**」を記入し、算出された収入・所得金額を申告書オモテ面の「収入・所得金額等」の各項目に転記してください。

○配当所得があった方

- 所得税の源泉徴収税額が配当所得の20.42%である場合
 - 住民税の申告が必要です。「収入・所得金額等」の「配当」欄に記入してください。
- 所得税の源泉徴収税額が配当所得の15.315%である場合
 - 令和6年度以降の住民税においては、所得税で選択した課税方式と一致することとなりますので、申告する場合は、所得税の確定申告書を税務署に提出してください。

必要書類

○総合譲渡・一時所得があった方

書き方 申告書ウラ面の「**総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項**」を記入し、算出された収入・所得金額を申告書オモテ面の「収入・所得金額等」の「総合譲渡・一時」欄に転記してください。

必要書類

申告書[オモテ面]の記入方法（「ウラ面」の記入方法は1～3ページ）

《記入例》

令和7年度 特別区民税・都民税申告書

※この申告書には、令和6年1月から令和6年12月までの収入や生活状況を太枠内に記入してください。

荒川区長殿

年 月 日 提出

令和7年1月1日 現在の住所 荒川区 荒川2-2-3

お問い合わせ番号

フリガナ アラ カワ タ ロウ

氏 名 荒 川 太 郎

個人番号（マイナンバー） 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2

代理申告 氏名

電話番号 03-3802-3111

生年月日 明治 大正 昭和 平成 令和 30 年 10 月 1 日

職業 会社員

収入金額等

収入金額等	必要経費等	所得金額
給与 ⑧ 1,100,000		
公的年金等 ⑩ 2,100,000		
雑業 ⑪		
その他 ⑫ 1,200,000		
営業等 ⑬		
不動産 ⑭		
配当 ⑮		
総合譲渡・一時 ⑯		

必要経費等 ⑰

所得金額 ⑱

雑業 ⑲

その他 ⑳

営業等 ㉑

不動産 ㉒

配当 ㉓

総合譲渡・一時 ㉔

令和6年中に支払った保険料等の金額

保険料等	金額
国民健康保険	325,487
後期高齢者医療保険	58,398
介護保険	122,800
国民年金	
厚生年金	
小規模企業共済等掛金	
地震保険	

源泉徴収票に記載の控除額

控除額	金額
源泉徴収税額	300,000
源泉徴収税額	120,000
源泉徴収税額	50,000

本人該当

配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者

扶養親族（16歳未満を含む）

所得金額調整控除に関する事項

4 所得金額調整控除

対象者

- 給与収入850万円超であり、下記のいずれかの項目にあてはまる方
 - ・本人が特別障害者に該当する方
 - ・23歳未満の扶養親族がいる方
 - ・特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族がいる方

書き方

上記の「対象者」に該当する方の氏名、生年月日、個人番号、続柄を記入してください。別居の場合、「別居」に○をつけ、申告書ウラ面の「**別居者住所**」に記入してください。特別障害者に該当する手帳又は認定書をお持ちの方は、該当の種別に○を入れてください。

5 所得から差し引かれる金額（所得控除）を記入してください

※各控除の詳しい説明は、同封の「令和7年度 特別区民税・都民税・森林環境税の概要」をご参照ください。

(1) 医療費控除

平成30年度の申告から医療費控除は領収書に代えて、明細書を作成し添付することが義務化されています。医療費控除の明細書は同封の様式をご利用いただけるほか、ご自身で作成した用紙での申告も可能です。また、医療費控除の明細書は区役所税務課及び各区民事務所（2/3～3/17）の窓口で配布しているほか、荒川区ホームページからダウンロードが可能です。

書き方

「所得控除」の医療費欄に記入してください。医療費控除又はセルフメディケーション税制のどちらかを選択してください。セルフメディケーション税制を選択される方は○を記入してください。

提出書類

- 医療費控除
 - 医療費控除の明細書（保険者から送付される通知で代用できる場合があります。）
- セルフメディケーション税制
 - セルフメディケーション税制の明細書（必要な方にはお送りしますので、お問い合わせください。なお、荒川区ホームページからもダウンロードできます。）

※医療費控除又はセルフメディケーション税制の選択を修正申告等で変更することはできません。※領収書は法定納期限（令和7年6月30日）から5年間はご自宅等で保管してください。

(2) 社会保険料控除（小規模企業共済等掛金）・生命保険料控除・地震保険料控除

○源泉徴収票記載の各控除

書き方

各控除額を申告書オモテ面の「所得控除」の「源泉徴収票に記載の控除額」欄に転記してください。

提出書類 控除額が記載された源泉徴収票（提示でも可）

○源泉徴収票に記載のない各控除

書き方

各支払額を「所得控除」の各欄に記入してください。

提出書類 国民年金保険料、小規模企業共済等掛金、生命保険料、地震保険料の控除証明書原本（提示でも可）

(3) 寡婦控除・ひとり親控除・勤労学生控除・障害者控除

○寡婦控除

書き方

「所得控除」の「本人該当」のうち、「寡婦」欄中の該当する事由に○を記入してください。

○ひとり親控除

書き方

婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子供がいる単身の方は「所得控除」の「本人該当」のうち、「ひとり親」欄に○を記入してください。

○勤労学生控除

書き方

「所得控除」の「本人該当」のうち、「勤労学生」欄に学校名を記入してください。

提出書類

- (ア) 学生証や在学証明書等、令和6年12月31日現在で学生であったことが分かる証明書（提示でも可）
 - (イ) 専修学校、各種学校又はいわゆる職業訓練学校の生徒の場合は、(ア)と併せて、学校が一定の要件に該当することを証する証明書の写し（提示でも可）
- ※年末調整の際に控除の適用を受けた方は提出する必要はありません。

○障害者控除

書き方

- 障害者手帳をお持ちの方は該当の手帳種類に○を記入し、等級又は度数を記入してください。
- 障害者控除対象者認定書をお持ちの方は「認定書」に○を記入し、一般・特別のどちらかに○をつけてください。

※本人、被扶養者とも障害者控除の記入方法は同一です。

(4) 配偶者控除・配偶者特別控除・扶養控除等

書き方

「所得控除」の「配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者」、「扶養親族」又は「年少扶養親族」欄に対象となる方の氏名、生年月日、続柄、個人番号を記入してください。別居の場合は、「別居」に○をつけ、申告書ウラ面の「**別居者住所**」に記入してください。なお、配偶者特別控除に該当する場合は、「配偶者の収入等」欄に給与の収入金額・公的年金等の収入金額・それ以外の所得金額も併せて記入してください。また、同一生計配偶者がいる方で申告者本人の合計所得が1,000万円を超える場合は、「同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く）」欄に○を入れてください。

提出書類

- 国外に居住する親族を扶養申告する場合で、源泉徴収票に扶養の記載がない方は、以下の書類を提出してください。
 - ①親族と確認できる証明書（日本語訳をつけてください。）（提示でも可）
 - ②金融機関が発行した外国送金証明書又はあなたがクレジットカード発行会社と契約を締結し、国外居住親族が使用するために発行されたクレジットカードで、その利用代金をあなたが支払うこととしているもの（いわゆる家族カード）に係る利用明細書（提示でも可）
- ※30歳以上70歳未満の国外に居住する親族の方を、扶養親族として申告する場合は、要件や提出書類が異なります。詳しくは荒川区ホームページを参照してください。
- 荒川区トップページ（生活便利ナビ）〈<https://www.city.arakawa.tokyo.jp/>〉→税金
 - 特別区民税・都民税（住民税）→国外に居住する親族について扶養控除等の適用を受ける方へ